

---

---

## 3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

---

---

### 3-1 多様な自然環境の保全

#### 1 自然環境の状況

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県です。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス(赤石山地)、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえています。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っています。また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成され、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有しています。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めており、東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがあります。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候を示しています。年平均気温で見ると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっており、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴です。

#### 2 自然環境の保全施策

##### (1) 森林の保全育成

###### ① 本県の植生(自然共生推進課)

本県は、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、そのため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多いことが特徴です。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけての海拔500mぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められています。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれています。このカシ帯から海拔1,800mぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域であり、この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と呼ばれています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地等の海拔1,800mから2,500mの間は、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コマツガ、オオシラビソなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生し、富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達しています。南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,500m以上の寒帯(高山帯)にはハイマツが生育しています。高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダケソウをはじめとして貴重な植物が多く見られます。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要があります。

## ②森林の保全育成に関する施策

### ア 緑化の推進(森林整備課)

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和25年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増やし、このみどりの中で人々の生活が営まれ、各地に独自の文化が育まれてきました。

県では、21世紀においてこのみどり資源を充実させるとともに、人と自然の共生による緑づくりを目指して、平成5年度に「自然との共生」を基本理念とし「県土をみどりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画「グリーンミュージアム構想の展開」(計画期間:～平成15年度)を策定しました。平成15年度には、その計画を継承し、新たに山梨県環境緑化条例に規定する「環境緑化に関する計画」に位置付けた山梨県緑化計画「緑のある風景の保全と創造」(計画期間:平成16年度～平成25年度)を策定し、緑化施策を総合的に展開してきました。

しかし、計画を推進する中で、地球温暖化対策や生物多様性保全への関心の高まり、人口減少、超高齢化社会の到来と健康志向の高まり、東日本大震災を契機とした節電意識の高まりなど、緑を取り巻く情勢の変化や課題を踏まえるとともに、時代に対応した緑づくりの視点から、新たな山梨県緑化計画を平成26年3月に策定しました(計画期間:平成26年度～令和5年度)。

また、計画の進捗と成果を検証するため、計画期間を前期(平成26年度～平成30年度)と、後期(令和元年度～令和5年度)に区分し、令和元年度に計画の進捗状況の確認と検証を行いました。

本計画では、県民1人ひとりが、緑の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などと協働・連携することにより、社会全体で次代に引き継いでいく緑づくりを進めることを目指すため、計画の基本目標を「多様な主体が支える緑づくりの推進」と定めています。この目標の達成に向けた基本方針を、「緑をつくる」、「緑をいかす」、「緑をまもる」、「緑をまなぶ」とし、緑の創造や保全、活用とともに、緑の大切さへの理解を深める学習をとおり、新たな時代にふさわしい緑づくりを進めていくこととしています。

### イ FSC<sup>®</sup>森林管理認証<sup>1</sup>の維持・活用(県有林課)

環境、社会、経済の各分野において国際的な基準を満たす森林経営を認証する非営利団体(FSC:Forest Stewardship Council<sup>®</sup>、森林管理協議会)の審査認証により、県有林が取得した「FSC森林管理認証」(令和5年3月12日認証更新)を維持活用し、持続可能な森林経営のさらな

<sup>1</sup> 世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)であるFSC(Forest Stewardship Council<sup>®</sup>、森林管理協議会)が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則56基準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

る推進と、認証森林から生産された県有林材(FSC認証材)の付加価値向上を図ります。FSCの5年毎の更新審査及び毎年の年次監査を受けることにより、FSCの原則と基準に沿った、よりレベルの高い森林経営に必要な事項(多様な生物資源のモニタリングなど)に対応するとともに、消費者への販売促進を通じて、FSC認証材を選択することによる「責任ある森林経営」への貢献などを普及啓発します。(FSC®C012256)

- ・認証面積 144,000ha(貸地等の除地小班を除くすべての県有林)
- ・認証期間 令和5年3月12日～令和10年3月11日(5年間。但し期間中毎年の「年次監査」が必要)

#### ウ 保安林の管理(治山林道課)

森林法に基づく保安林は、水源の涵養・災害の防備・生活環境の保全の場の提供などの公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定された森林です。保安林は指定の目的別に17種類が定められており、そのうち本県では10種類の保安林を指定しています。

保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更等に制限が課せられており、これにより森林の機能の確保が図られています。

また、こうした保安林の管理のほか、保安林機能の維持強化を図るため、気象災害の被災地や荒廃地等における造林、保育などの整備を行っています。

#### 山梨県の保安林

(R5.3.31)

保安林の種類	指定面積(ha)	主な機能
水源かん養保安林	165,065	濁水や洪水の緩和、水質の保全
土砂流出防備保安林	35,905	表土の浸食、土砂の流出、土石流の防止
土砂崩壊防備保安林	14	山崩の防止
防風保安林	158	田畑や住宅への風害の防止
水害防備保安林	110	洪水時の川の氾濫を軽減、河岸の浸食の防止
干害防備保安林	56(174)	特定の水源の濁水の防止、きれいな水の供給
落石防止保安林	3	岩石の安定、落石被害の防止
防火保安林	26	火災の延焼の防止
保健保安林	1,071(11,859)	生活環境の保全、空気の浄化や騒音の緩和
風致保安林	237	名所や旧跡の景色の保存
計	202,644(12,033)	

( )面積は兼種保安林で外数

#### (2)農村地域の環境保全への取り組み(農村振興課)

農地や農業用施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せた県土の保全に資する生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様で公益的な機能(以下、「多面的機能」)を有しています。

農業・農村のもつ多面的機能を良好に発揮・促進させるために、農地や農業用施設の保全に係る地域住民の共同活動を支援して、農村環境の保全に努めることが必要です。

地域の共同活動を支援する施策として「農地・水・環境保全向上対策事業」を平成19年度から実施してきましたが、平成26年度より国の制度改正に伴い「多面的機能支払交付金事業」として新たにスタートしました。令和4年度には17市町村203組織が取り組んでいます。

また中山間地域等の条件不利地においては、農業生産活動の継続や多面的機能の維持に資するため、平成12年度より「中山間地域等直接支払事業」が実施されており、令和4年度には17市町村299組織が取り組んでいます。

なお両事業は、平成27年度に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となり、より安定的かつ継続的な制度運営が可能となりました。

### (3) 温泉の管理指導(大気水質保全課)

本県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和30年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和60年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くあります。温泉は、古くから療養、保健、休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割を果たしています。

全国の温泉地宿泊利用者数はこのところ漸減傾向にあります。県内においては、平成19年をピークに宿泊利用者数は減少傾向が見られます。令和5年3月現在、440の源泉が、県内の26市町村に所在しています。また、471の施設で温泉が利用されており、年間52.9万人の利用者を数える日帰り温泉施設もあります(県内温泉の状況は資料編に掲載)。

温泉は本県の重要な資源であることから、温泉資源の保護を図るため、毎年行う定時定点調査や5年に1度行う温泉資源調査を実施するとともに、温泉掘削等の許可申請を審議する環境保全審議会温泉部会で「温泉保護対策に関する審議方針」を設け、既存源泉からの掘削距離制限等を行っています。

また、本県を含め全国各地で起きた温泉問題を契機に、温泉表示の適正化や定期的な温泉成分の分析の実施等を温泉事業者へ周知するとともに、東京都内で起きたガス爆発を受けて、温泉利用時の災害防止対策について徹底を図るよう、事業者に向けた指導を行っています。

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要です。

## 3-2 野生動植物の保護

### 1 希少野生動植物の保護(自然共生推進課)

#### (1) 山梨県レッドデータブック

本県は、全国に先駆け昭和60年に※山梨県高山植物保護条例を制定し、絶滅のおそれのある高山植物18種を規制対象植物として監視体制等を強化してきました。

しかし、都市化や工業化の進展は、自然環境に大きな変化をもたらし、以前はよく見かけられた動植物が減少して、中には絶滅のおそれが生じているものもあることがわかってきました。

このため、県独自のレッドデータブックが必要であるとの声が高まり、平成14年に山梨県レッドデータブック作成委員会を設置し、3年間をかけ県内の動植物の状況を調査しました。この調査は、文献・標本調査や現地調査によって県内の野生生物の生息・生育状況を検討し、県内の絶滅のおそれのある生物や絶滅のおそれはないが注意を払う必要がある生物などを選定したものです。この調査結果に基づき平成17年に「山梨県レッドデータブック」を作成しました。

更に、初版発行から年月が経過し、希少野生動植物の状況に変化が見られたため、平成27年から改訂作業に着手し、平成30年3月に改訂版レッドデータブックを発行しました。

本書は、本県の希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況及び生態等について記載し

たものであり、動植物723種を掲載しています。絶滅の危険度分類の考え方は表1のとおりであり、植物の掲載種は469種(表2参照)、動物の掲載種は254種となっています(表3参照)。

この「山梨県レッドデータブック」の改訂版は、県民情報センターで有償頒布しております。

また、「山梨県レッドデータブック掲載種の一覧」は県のホームページにおいても閲覧することができます。

※山梨県高山植物保護条例は、上記レッドデータブックを基に平成19年に山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例へと改編

表1 山梨県レッドデータブックカテゴリー

絶滅(EX)		県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)		飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		県内において絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類(VU)		県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧(NT)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
情報不足(DD)		評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種(N)及び要注目地域個体群(NLP)		近い将来絶滅危惧に移行しないか、その動向を注目する必要がある種または地域個体群

表2 山梨県レッドデータブック掲載種(植物編)(VU以上の植物)

カテゴリー	植 物			
	シダ植物	種子植物		植物計
		裸子植物	被子植物	
絶滅(EX)	0	0	0	0
野生絶滅(EW)	0	0	4	4
絶滅危惧ⅠA(CR)	27	1	107	135
絶滅危惧ⅠB(EN)	22	3	141	166
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	10	0	78	88

表3 山梨県レッドデータブック掲載種(動物編)(VU以上の動物)

カテゴリー	動 物									
	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆 虫 類				動物計
						チョウ目	コウチュウ目	トンボ目	その他	
絶滅(EX)	2	0	0	0	1	3	1	0	0	7
野生絶滅(EW)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧ⅠA(CR)	0	3	0	1	0	7	7	1	2	21
絶滅危惧ⅠB(EN)	3	9	0	0	0	13	5	2	0	32
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	5	10	2	1	2	26	4	5	1	56

## (2) 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例

「山梨県レッドデータブック」の作成を踏まえ、希少野生動植物の保護を図ることを目的として平成19年7月に、これまでの「高山植物の保護に関する条例」の内容をより充実させた、「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

### 条例の概要

- ① 本県において絶滅のおそれのある野生動植物の種を「指定希少野生動植物種」として指定し、これらの採取・損傷行為を原則として禁止する。
- ② ①の指定希少野生動植物種のうち、特に違法な採取と動機となる販売等の状況を監視する必要がある種を「特定希少野生動植物種」として指定し、これらの種の個体の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付ける。
- ③ ①の希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地を保護するため、開発行為などを規制することができる「生息地保護区の指定」ができることとする。
- ④ その他、希少野生動植物種の生息・生育状況を監視する希少野生動植物種保護専門員制度や、希少野生動植物種保護管理事業計画などの策定等について規定している。

### 【条例に基づく指定状況】

#### ○ 指定希少野生動植物種（22種、H20.3.31告示）

キタダケソウ(キンポウゲ科) キタダケキンポウゲ(キンポウゲ科) キタダケトリカブト(キンポウゲ科) ヒイラギデンダ(オシダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネピランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイコザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科) ヒメマツカサススキ(カヤツリグサ科) ヒツジグサ(スイレン科) カリガネソウ(クマツヅラ科) ライチョウ(ライチョウ科)

#### ○ 指定希少野生動植物種（15種、H31.1.31告示）

アカイシサンショウウオ(サンショウウオ科) ホトケドジョウ(ドジョウ科) コヒヨウモンモドキ(タテハチョウ科) クモマベニヒカゲ(タテハチョウ科) ベニヒカゲ(タテハチョウ科) オオイチモンジ(タテハチョウ科) コヒオドシ(タテハチョウ科) ミヤマシロチョウ(シロチョウ科) クモマツマキチョウ(シロチョウ科) カイコバイモ(ユリ科) コシノコバイモ(ユリ科) スルガジョウロウホトトギス(ユリ科) ベニバナヤマシャクヤク(ボタン科) ミヤマアケボノソウ(リンドウ科) ホザキツキヌキソウ(スイカズラ科)

#### ○ 指定希少野生動植物種（1種、R2.1.27告示）

ヒメスズムシソウ(ラン科)

#### ○ 特定希少野生動植物種（18種、H20.3.31告示）

キタダケソウ(キンポウゲ科) キタダケキンポウゲ(キンポウゲ科) キタダケトリカブト(キンポウゲ科) ヒイラギデンダ(オシダ科) ヒメデンダ(メシダ科) キバナノアツモリソウ(ラン科) カモメラン(ラン科) ホテイアツモリ(ラン科) アツモリソウ(ラン科) ニョホウチドリ(ラン科) ホテイラン(ラン科) タカネピランジ(ナデシコ科) タカネマンテマ(ナデシコ科) ホウオウシャジン(キキョウ科) ユキワリソウ(サクラソウ科) クモイコザクラ(サクラソウ科) ハコネコメツツジ(ツツジ科) ムシトリスミレ(タヌキモ科)

#### ○ 特定希少野生動植物種（7種、H31.1.31告示）

ホトケドジョウ(ドジョウ科) カイコバイモ(ユリ科) コシノコバイモ(ユリ科) スルガジョウロウホトトギス(ユリ科) ベニバナヤマシャクヤク(ボタン科) ミヤマアケボノソウ(リンドウ科) ホザキツキヌキソウ(スイカズラ科)

#### ○ 特定希少野生動植物種（1種、R2.1.27告示）

ヒメスズムシソウ(ラン科)

#### ○ 生息地等保護区（指定なし、R2.1.27現在）

また、この条例に基づく指定希少野生動植物種のうち、特に指定種が多い高山植物については、希少野生動植物種保護専門員の配置のほか、山岳レンジャーによる生育地のパトロールの実施など高山植物保護の指導、啓発に努めています。山岳レンジャーについては、県山岳連盟

に委託し、令和4年4月～9月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父周辺に延べ192人を配置しました。

## 2 野生鳥獣の保護(自然共生推進課)

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が見られます。現在までに鳥類は約173種、獣類は53種が生息しているとされています。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また冬季には、富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多く見られます。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られています。

本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれています。開発や森林の変化、中山間地を取り巻く環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化しています。その結果、生息数が減少する種がみられる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れています。

ニホンジカは近年、分布を拡大させ農林業被害が顕在化しており、またイノシシやニホンザルも近年農作物や生活への被害が顕在化しています。このため、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を定め適切な管理を行っています。

また、ツキノワグマについて、令和2年度に実施した生息調査で県内生息数は約500頭と推定され、これに基づき指針を定め適切な保護管理を行うこととし、またカワウについても、管理指針を定め適切な管理を行うこととしています。

令和4年3月、県では環境省の指針に基づき「第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護及び管理を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することになりました。この計画は令和4年度から令和8年度までの5か年計画で、次の事項により構成されています。

### 鳥獣保護管理事業計画を構成する事項

- |                                  |                                    |                            |
|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| ○鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項         | ○鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項                | ○鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 |
| ○特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | ○第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | ○ツキノワグマの保護管理に関する事項         |
| ○カワウの管理に関する事項                    | ○鳥獣の生息の状況の調査に関する事項                 | ○鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項       |
| ○その他                             |                                    |                            |

### (1) 鳥獣保護区等の指定

#### ① 鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区<sup>2</sup>として指定しています。鳥獣保護区は、その性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分され、令和4年度末現在で指定されている鳥獣保護区は38か所74,794.1haです。

<sup>2</sup> 鳥獣保護区においては、鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

## ②特別保護地区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、令和4年度末現在、指定されている特別保護地区は10か所6,310.1haです。

## ③休猟区

県内においては、狩猟者が長期的に減少傾向にあり、また許可捕獲によるニホンジカ等の大型鳥獣の捕獲を推進している中で、中小型の獣類や鳥類の捕獲頭数も減少していることから、当面新たな休猟区の指定は行わないこととしています。なお、生息状況調査等により、明らかな狩猟鳥獣の減少が見られる場合は、一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、その指定を検討することとしています。

## ④特定猟具使用禁止区域

特定の猟具(銃又は特定のわな)による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では特定の猟具の使用を禁止しています。令和4年度末現在で104か所23,437.5haを指定しています。

## (2)鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間(5月10日～16日)関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施しています。また、愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

## (3)鳥獣センターの運営

昭和51年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図っています。特に、傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図っており、令和4年度における傷病鳥獣の持ち込み数は230個体でした。

## (4)鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、令和4年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりです。

### ①ガン・カモ鳥類調査

調査地域は県内の河川で令和4年9月から令和5年3月まで調査しました。

### ②全国一斉のガン・カモ鳥類生息調査

本調査は毎年1回1月中旬に全国一斉に行われるもので、令和5年1月13日に県内96か所で実施しました。

## (5)有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物

被害が増加してきており、その被害の防止や軽減を図るため、県では、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を行っています。特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、下の種については県条例によりその許可権限を市町村長に移譲しています。また、このほか、鳥獣被害防止特措法により、市町村が被害防止計画中に個別に委譲鳥獣を規定した場合も、市町村に捕獲許可の権限を委譲しています。

**市町村長に許可権限を移譲している種**

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ドバト、ムクドリ、オナガ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

**(6) 第二種特定鳥獣管理計画の策定**

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定して、個体数の適正管理を図ることとしており、平成16年度にはニホンジカ、平成17年度にはイノシシ、平成19年度にはニホンザルについて特定鳥獣保護管理計画を策定しました。また、平成27年5月29日の鳥獣保護管理法の施行に併せ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて新たに第二種特定鳥獣管理計画を策定しました。

令和4年4月第13次鳥獣保護管理事業計画の施行に併せ、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画についても令和4年度から令和8年度までの5か年計画を策定しましたので、これに基づき引き続き適切な管理を行います。

**(7) ツキノワグマの保護管理**

第13次鳥獣保護管理事業計画の施行に併せ、令和4年度から令和8年度を計画期間とした山梨県ツキノワグマ保護管理指針を策定しました。令和4年度からは、同指針に基づき、年間の捕獲頭数の上限を原則40頭として保護管理を行っています。

**(8) 野生鳥獣の生息環境の改善**

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、巣箱の設置、修繕及び必要な給水施設の設置等の保護措置を講じています。

**(9) 狩猟の状況**

狩猟をするためには、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所

狩猟免許交付、狩猟者登録の状況

年度	狩猟免許交付			狩猟者登録者数
	更新	新規	計	
H7	228	110	338	5,892
8	277	122	399	5,797
9	2,839	185	3,024	5,839
10	269	58	327	5,525
11	294	86	380	5,328
12	3,573	119	3,692	5,296
13	134	65	199	4,941
14	237	94	331	4,801
15	3,213	79	3,292	4,687
16	171	71	242	4,320
17	268	84	352	4,171
18	2,854	80	2,934	4,123
19	213	198	411	4,080
20	322	76	398	3,855
21	2,605	101	2,706	3,714
22	310	162	472	3,524
23	334	143	477	3,334
24	2,135	159	2,294	3,281
25	405	204	609	3,201
26	370	192	562	3,168
27	1,877	253	2,130	3,306
28	432	288	720	3,361
29	372	253	625	3,440
30	1,853	207	2,060	3,423
R1	570	247	817	3,453
2	612	159	771	3,382
3	1,715	147	1,862	3,341
4	682	161	843	3,316

いずれも、網・わな猟、第1種銃猟及び第2種銃猟を含む。

を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。狩猟免許には、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許(ライフル銃・散弾銃、空気銃)、第2種銃猟免許(空気銃)があります。狩猟期間は、本県では11月15日から翌年2月15日(ニホンジカとイノシシの狩猟は3月15日)までとなっています。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護巡視員(73名)等による狩猟パトロールを実施しています。

### (10) 外来種の繁殖抑制、人為的移入の防止

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の捕食、競合・駆逐等生態系や、農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じてきました。このような状況を考慮し、特定外来生物<sup>3</sup>による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行(平成17年6月1日)されました。法律で規制している特定外来種は、令和5年9月1日現在、159種です。

内訳は、①哺乳類25種(タイワンザル等)、②鳥類7種(ガビチョウ等)、③は虫類22種(カミツキガメ等)、④両生類15種(オオヒキガエル等)、⑤魚類26種(オオクチバス等)、⑥クモ・サソリ類7種(キョクトウサソリ等)、⑦甲殻類6種(ウチダザリガニ等)、⑧昆虫類24種(ヒアリ等)、⑨軟体動物等5種(ヤマヒタチオビ等)、⑩植物19種(ナガエツルノゲイトウ等)となっています。

特定外来生物の規制内容は、「国内での飼養、栽培、保管、運搬の禁止。輸入の禁止。譲渡、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入の禁止。野外へ放つこと等の禁止。主務大臣への届出の義務。識別措置の実施。繁殖制限等。」です。

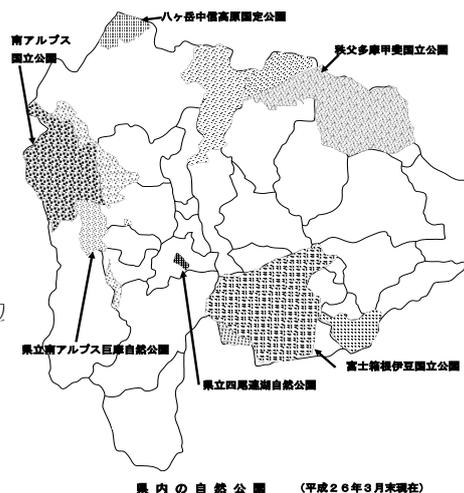
本県では、平成22年9月に「山梨県アライグマ防除実施計画」を策定、令和3年4月に「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」を策定し、県内全域で計画的な捕獲を実施しています。なお、令和4年度の捕獲数は308頭でした。

## 3-3 自然公園等の管理

### 1 自然公園

#### (1) 自然公園の保護・管理(自然共生推進課)

<sup>3</sup> もともと日本に生息していない外来生物のうち、生態系などへ被害を



将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、いったん損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要です。

近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されています。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れと言えます。

一方、開発行為等については、自然への影響を最小限に抑えるよう、法令に基づく指導等を十分に行うことが必要であり、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及等の保全施策の充実を図ることも重要です。

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園があります。

本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、自然公園の面積は県土の27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、令和3年には2,268万人が県内の自然公園を訪れています。

自然公園内は、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域)と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要です。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等に当たって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めています。また、利用のための施設である宿舍等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされています。

#### 自然公園利用者の推移

(単位:千人)

自然公園	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
富士箱根伊豆 国立公園	25,417	29,128	30,089	32,647	33,071	33,302	36,865	40,109	13,396	12,627
秩父多摩甲斐 国立公園	7,881	8,086	7,674	8,610	8,576	8,327	8,852	9,392	5,579	6,087
南アルプス 国立公園	512	553	255	385	2,923	1,786	1,832	1,745	0	—
八ヶ岳中信高原 国定公園	7,242	7,778	7,358	7,255	7,349	7,386	7,497	6,875	3,939	3,412
県立四尾連湖 自然公園	74	78	75	97	102	97	98	102	53	56
県立南アルプス 巨摩自然公園	664	744	726	685	782	772	759	714	496	505
合 計	41,790	46,367	46,177	49,679	52,803	51,670	55,902	58,937	23,463	22,687

## 自然公園内の許可等の処理状況

(単位:件)

区 分	許 可					届 出		公園事業同意(認可)				
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他
富士箱根伊豆国立公園	278	10	49	4	8	13	71	0	0	0	0	0
秩父多摩甲斐国立公園	22	5	7	0	0	2	9	0	0	0	0	0
南アルプス国立公園	10	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
八ヶ岳中信高原国立公園	9	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
県立四尾連湖自然公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県立南アルプス巨摩自然公園	36	2	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度合計	355	19	62	7	13	15	80	0	0	0	0	0
令和3年度合計	340	26	47	14	39	9	65	10	6	3	6	10
令和2年度合計	282	31	40	9	42	11	48	6	2	3	11	2
令和元年度合計	367	22	77	7	38	18	71	16	3	6	9	7
平成30年度合計	304	20	75	16	31	16	81	16	12	8	7	14
平成29年度合計	363	8	76	12	37	18	66	15	9	2	9	9
平成28年度合計	335	24	70	14	42	23	62	8	7	4	15	10
平成27年度合計	341	12	85	12	56	14	77	5	9	4	25	11
平成26年度合計	344	14	80	11	46	23	77	10	3	3	33	8
平成25年度合計	385	8	73	16	33	17	84	11	5	3	15	4
平成24年度合計	325	5	64	20	36	27	64	8	4	3	20	5
平成23年度合計	301	8	41	5	30	17	46	10	1	3	7	5
平成22年度合計	276	8	24	13	38	18	35	8	0	1	14	4
平成21年度合計	330	8	41	5	30	23	46	10	1	3	7	5
平成20年度合計	371	11	24	5	39	15	23	10	2	0	7	1

## ①公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。公園計画は規制計画と施設計画からなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画があります。また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集团的に整備する集団施設地区と道路、宿舎などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画があります。

## ②公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化に適切に対応し、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされています。公園計画の「再検討」とは、公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業のことであり、公園計画の「点検」は、「再検討」が終了した公園について、概ね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業です。

## ① 富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成8年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われました。平成18年3月には、懸案であった本栖湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。その後、平成25年度の富士山世界遺

産登録などにより、当該公園をとりまく情勢変化が生じていたため、平成30年3月に公園区域の一部見直しや西湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。

## ② 秩父多摩甲斐国立公園

昭和25年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成12年8月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われました。その後、平成20年2月、令和5年3月に公園計画が一部変更され、現在に至っています。

### ※「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の1都3県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態でした。

そのため、昭和62年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきました。

これらの要望活動が実り、平成12年8月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現しました。

## ⑤ 南アルプス国立公園

昭和39年に国立公園に指定されましたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われませんでした。最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化がある中で、必要な施設を整備することが自然保護につながるという考え方も出てきています。

## ⑥ 八ヶ岳中信高原国定公園

昭和39年に国定公園に指定されましたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年度に公園計画の再検討を実施しました。なお、この際、既存の車道、休憩所、宿舎及び野営場を利用計画に位置づけるとともに、新たにスキー場を利用計画に追加しました。

### (2) 自然公園内における規制(自然共生推進課)

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けられています。

このため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されておりません。

### (3) 自然公園美化推進事業(観光資源課、南アルプス観光振興室、世界遺産富士山課)

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付しました。

#### ○富士山美化清掃事業(富士山美化啓発清掃活動費補助金)

- ・ 富士山及びその周辺の環境美化清掃活動等に対する補助

- ・ 補助事業者
  - ア 富士山及び周辺美化推進協議会(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村他)
  - イ (公財)富士山をきれいにする会
- 観光地美化推進事業(富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金)
  - ・ 山岳観光地における清掃活動に対する補助
  - ・ 補助事業者
    - 南アルプス美化推進協議会(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)
    - 甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会(甲府市、山梨市、北杜市、甲州市)
    - 八ヶ岳南麓美化活動推進協議会(北杜市)

## 2 自然環境保全地区等(自然共生推進課)

### (1)自然環境保全地区等の保護・管理

県では、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定しています。自然環境保全地区については、現在、32地区16,725ha(自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、世界遺産景観保全地区1地区13,075ha、自然活用地区1地区91ha)が指定され、自然記念物は、植物や動物、地質鉱物38か所が指定されています。

自然環境保全地区等の管理は、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、解説板などの施設整備を行っているほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付しています。

県ではまた、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民90人、県関係職員・市町村職員38人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っています。

### (2)自然環境保全地区等における規制

本県には、現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はありませんが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じています。

## 3 甲武信ユネスコエコパークの保全・活用の推進(自然共生推進課)

平成28年5月に、本県と埼玉県、長野県の10市町村で構成する甲武信水の森ユネスコエコパーク登録推進協議会が設立され、平成28年10月に、日本ユネスコ国内委員会へ申請書を提出しました。また、平成29年3月には、協議会の名称を甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会へ変更しました。

平成29年10月、エリアの拡張や組織体制の強化など内容を改善した申請書を日本ユネスコ国内委員会へ提出し、その結果、平成30年3月7日に文部科学省からユネスコへ推薦する地域として選定されました。

平成30年7月に協議会の名称を甲武信ユネスコエコパーク推進協議会に変更し、同年9月には日本ユネスコ国内委員会を通じて、ユネスコへ申請書を提出しました。

令和元年6月、パリで開催された第31回人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会において「甲武信」について審議が行われ、ユネスコエコパークに登録することが決定されました。

甲武信ユネスコエコパーク推進協議会では、この地域の優れた自然や固有の文化の保全・継承

及び地域資源の持続可能な利活用を推進するための取り組みを行っています。

【甲武信ユネスコエコパーク推進協議会 構成自治体】3 県 10 市町村

埼玉県、山梨県、長野県、秩父市、小鹿野町、甲府市、山梨市、北杜市、甲斐市、甲州市、小菅村、丹波山村、川上村

### 3-4 自然とのふれあいの増進

#### (1)「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営(自然共生推進課)

平成6年11月にオープンした「八ヶ岳環境と文化のむら」は、八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓に11のスポット地区を設けています。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を実体験することができ、各スポット地区では、八ヶ岳の動植物や歴史文化遺産などとのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できます。

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深い関わりの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを楽しんできたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができます。なお、令和元年度の利用者は99,668人で、平成6年11月のセンター開館から令和5年3月までの累計利用者数は、2,476,739人です。

#### 八ヶ岳環境と文化のむら

##### ・センター地区

八ヶ岳自然ふれあいセンター:鉄骨平屋建798.66㎡  
園地:2,018㎡、自然観察路:W=1.5m L=1,270m

##### ・スポット地区

- ①水と風切の里(北杜市高根町清里)
- ②清流と飛瀑の里(北杜市高根町清里)
- ③星空・青空集いの里(北杜市高根町清里)
- ④体験農場と清流の里(北杜市大泉町西井出)
- ⑤泉ライン名水と野鳥の里(北杜市長坂町小荒間、大泉町谷戸)
- ⑥トチとミズナラと歴史の里(北杜市大泉町谷戸、西井出)
- ⑦オオムラサキの里(北杜市長坂町日野)
- ⑧ふるさと歴史公園(北杜市小淵沢町上深沢)
- ⑨すずらん池と水辺の里(北杜市小淵沢町井詰原)
- ⑩大滝名水と緑の里(北杜市小淵沢町上笹尾)
- ⑪馬場の里(北杜市小淵沢町下笹尾)

## (2) やまなし野鳥観察地の選定(自然共生推進課)

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息しています。そこで、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的として、

「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15か所を選考し、山梨県自然環境保全審議会の答申を受け、平成10年3月に決定しました。県では、やまなし野鳥観察地として選定した15か所には、案内板を設置して周知に努めています。

やまなし野鳥観察地	
指定場所	観察ポイント
1 武田の社(武田神社周辺)(甲府市)	武田神社～竜華池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～護国神社～武田神社
2 貢川及び荒川との合流点(甲府市)	西原橋～新田橋～新貢川橋～貢川橋～貢川・荒川合流点
3 西沢溪谷入口周辺(山梨市)	旧三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4 乙女高原(山梨市)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5 シルクの里公園周辺(中央市)	郷土資料館～山之神展望台
6 四尾連湖(市川三郷町)	四尾連湖周辺
7 三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(富士川町、市川三郷町、南アルプス市)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同じ)注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8 精進湖パノラマ台(富士河口湖町)	パノラマ台下～パノラマ台
9 県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10 井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐大泉駅
11 「フレンドパークむかお」周辺(北杜市)	「フレンドパークむかお」～林道～石空川沿い(復路も同じ)
12 山中湖(山中湖村)	山中湖役場前湖畔一帯 ママの森～平野
13 河口湖(富士河口湖町)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14 三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15 大野貯水池(上野原市)	大野貯水池及び周辺

## (3) 緑サポーター養成事業(森林整備課)

緑サポーター養成事業は、緑化に関心の高い方々を対象に、樹木医が指導者となって地域内の緑の保全に関する相談、指導等の補助的な活動を行う者を養成するための研修を実施しています。研修の内容は、身近な緑化に必要な植栽木の選定方法、土壌の改良や管理等の講義と現地研修であり、研修修了者には、修了証書が授与されるとともに、認定機関である(一財)日本緑化センターから「緑サポーター」の称号が与えられます。緑サポーターは、樹木医の指導の下、年間30日以上、緑サポーターの活動を行った場合、この年度が樹木医試験の受験資格に必要な実務経過年数(通算7年)に算入することができます。本県では、県民が主体となって行う身近な緑化活動を支援するため、平成14年度から緑サポーター養成研修を実施しており、令和4年度末現在259名が緑サポーターとして登録されています。

なお、緑サポーター養成研修は、平成26年度からは緑の普及啓発事業の上級講座と位置づけられ、より専門性が高い緑化学習の提供を兼ねて緑サポーターを養成することとしています。

#### (4)「森林文化の森」の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして、歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

〈利用促進策の展開〉

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページなどを通じて情報提供を行っています。

##### ①森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

##### ②整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

##### ③整備箇所

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森   | 峡北地域(北杜市白州町)                |
| ・八ヶ岳の森    | 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町) |
| ・瑞牆の森     | 峡北地域(北杜市須玉町)                |
| ・乙女高原の森   | 東山梨地域(山梨市牧丘町)               |
| ・兜山の森     | 東山梨地域(笛吹市春日居町)              |
| ・大菩薩の森    | 東山梨地域(甲州市塩山)                |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域(大月市)                   |
| ・稲山の森     | 東八代地域(笛吹市八代町)               |
| ・河口の森     | 富士北麓地域(富士河口湖町)              |
| ・十谷の森     | 峡南地域(富士川町)                  |
| ・本栖の森     | 富士北麓地域(身延町、富士河口湖町)          |
| ・思親山の森    | 峡南地域(南部町)                   |

#### (5)水辺環境の整備

##### ①河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されています。河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出するための「多自然川づくり」に取り組んでいます。

##### ②砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、本県は景観にも優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境に恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められており、自然環境・景観の保全と創造および溪流の利用に配慮した砂防事業を推進していきます。

**(6) 山岳環境保全対策**(観光資源課、南アルプス観光振興室)

近年の登山ブームや自然志向の高まりにより、自然公園をはじめとする県内の山々に多くの人々が訪れている一方で、登山シーズンのピーク時を中心に、ごみ・し尿の不適正な処理など、山岳環境の汚染や破壊が問題となっています。そのため、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進しています。

北岳公衆トイレ(北岳山荘の隣)と北岳白根御池仮設公衆トイレの設置

- ・処理方式 バイオ方式(杉チップ使用)
- ・設置基数 15基(北岳公衆トイレ)、2基(北岳白根御池仮設公衆トイレ)
- ・供用期間 6月中旬～11月中旬(4か月)
- ・利用者数(令和4年度) 12,196人(北岳公衆トイレ)、18,606人(北岳白根御池仮設公衆トイレ)

**3-5 環境影響評価制度の実施等****1 経緯**(大気水質保全課)

本県においては、事業の実施に際し公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされ、県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的に、平成2年9月に「山梨県環境影響評価等指導要綱」を制定し、環境影響評価(環境アセスメント)制度<sup>4</sup>を適切かつ円滑に運用してきました。

その後、環境問題を取り巻く社会情勢や環境行政に対する県民ニーズの変化に伴い、環境アセスメント制度が担うべき役割が変化するとともに、環境影響評価法の成立(平成11年6月施行)を踏まえ、平成10年3月に「山梨県環境影響評価条例」を制定しました(平成11年6月施行)。

この条例は、制度の公平性と透明性を確保するため、県民や専門家等からの様々な意見を踏まえた基本的事項に基づき制定されており、このことから従来の要綱に基づく本県の制度はもとより、環境影響評価法や他の自治体の制度と比べ、手続のあり方や対象事業の種類、規模において充実した制度となっています。

**条例の基本的事項**

- ・地方の独自性のある環境アセスメント制度を制定
- ・恵まれた自然に配慮した対象事業の種類、規模、評価項目を採用
- ・環境アセスメント手続の各段階での住民意見提出機会の確保
- ・方法書段階からの公聴会の実施
- ・事業着手後の中間報告手続や事業完了後の完了報告手続を導入
- ・環境情報を科学的に整理分析するため「技術審議会」を知事の諮問機関として設置
- ・時間的経過による環境アセスメント手続の再実施手続を導入

<sup>4</sup> 大規模な開発事業を行おうとする時に、その地域の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者自らが県民や関係する市町村長等の意見を聴きながら調査(現地調査や文献調査による環境の状況把握)、予測(調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測)により明らかにするとともに、評価(環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討)の結果を、環境の保全についての適正な配慮として事業の実施に反映させるための手続をいう。

## 2 実施状況(大気水質保全課)

### (1) 現在手続中の事業(R5.3末現在)

環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例 手続き状況

事業の種類	事業名	事業規模	事業主体	実施時期	備考
高速道路の新設	中部横断自動車道 (長坂～八千穂)	延長:約34Km	国土交通省関東地方整備局	H22.12～	法第一種事業 配慮書手続終了 方法書手続終了
廃棄物処理施設の設置	山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業	ごみ処理能力: 約361t/日	山梨西部広域環境組合	R3.11～	条例第二分類事業 方法書手続終了

### (2) これまでの実績(R5.3末現在)

環境影響評価法の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
一般国道の新設	都市計画道路 甲府外郭環状道路北区間	4車線 延長:15km	国土交通省関東地方整備局 (都市計画特例適用事業)	H17.7 ～H25.3	法第一種事業 事業実施中
一般国道の新設	都市計画道路 甲府外郭環状道路東区間	4車線 延長:9km	山梨県 国土交通省関東地方整備局 (都市計画特例適用事業)	H18.12 ～H25.3	法第二種事業 事業実施中
新幹線の建設	中央新幹線 (東京都・名古屋市間)	延長:約286km	東海旅客鉄道(株)	H23.9 ～H26.8	法第一種事業 事業実施中

山梨県環境影響評価条例の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
土地区画整理	昭和町常永土地区画整理 事業	面積:63.4ha	昭和町	H17.3 ～H18.11	条例第二分類事業 H29.7事業完了 事後調査実施中
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	大規模太陽光発電施設等 整備事業	面積:25.5ha	山梨県、東京電力(株)	H21.12 ～H22.2	条例第三分類事業 判定手続終了
廃棄物処理施設の設置	甲府・峡東地域ごみ処理施設、 廃棄物最終処分場整備事業及び (仮称)地域振興施設整備事業	ごみ処理能力: 約369t/日	甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合、山梨県市町村総 合事務組合、笛吹市	H19.5 ～H24.7	条例第二分類事業 H30.11事業完了 事後調査実施中
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市太陽 光発電所建設事業	面積:29ha	山梨甲斐東平メガソーラー 発電合同会社	H25.12 ～H26.2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市・韮 崎市太陽光発電所建設事	面積:29ha	SBエナジー(株)	H25.12 ～H26.2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	クリーンエナジー清里太陽 光発電事業	面積:23.2ha	北杜市	H26.1～2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市メガソ ーラー発電事業	面積:29ha	GSJエナジー(株) (株)リビエラコーポレーション	H26.10～12	条例第三分類事業 判定手続終了 (アセス要の判定)
工場又は事業場の 建設 (バイオマス発電施設)	大月バイオマス発電事業	燃料中炭素量: 6,000kg/h以下	大月バイオマス発電(株)	H24.1 ～H27.7	条例第二分類事業 完了報告書手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	いちご韮崎徳坂町柳平EC O発電所	面積:28.7ha	いちごECOエナジー(株)	H28.12 ～H29.2	条例第三分類事業 判定手続終了 (アセス要の判定)
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)大平ファーム太陽 光発電事業	面積:35.8ha	自然電力(株)	R2.1 ～R3.3	条例第二分類事業 対象事業の廃止
電気工作物の設置 (送電線路)	東清水線(仮称)新設工事 事業	電圧:275kW	東京電力パワーグリッド(株)	H31.4 ～R4.10	条例第二分類事業 事業実施中
電気工作物の設置 (送電線路)	佐久間東西幹線他増強工 事計画	電圧:275kW	電源開発送変電ネットワーク (株)	R1.7 ～R5.1	条例第二分類事業 事業実施中

## 山梨県環境影響評価等指導要綱の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
住宅団地の造成	東大月ニュータウン開発事業	面積:73.0ha	東日本旅客鉄道(株)、 (株)エスティ・ランドシステム	H4.2 ～H5.5	第2種事業 H10.5造成完了
住宅団地・工業団地の造成	米倉山ニュータウン造成事業	面積:44.7ha	山梨県土地開発公社	H6.3 ～H6.12	第2種事業 工事中断
下水道終末処理場の建設	桂川清流センター建設計画	面積:11.4ha 計画処理人口: 163千人	山梨県	H8.3 ～H8.11	第2種事業 H16.4供用開始
レクリエーション施設用地の造成	サンパーク明野第2期計画	面積:101.6ha	湘南観光開発(株)	H9.10 ～H10.3	第2種事業 未着工
住宅団地の造成	本栖環境創造の森構想	面積:75.5ha	富士急行(株)	H10.6 ～H11.2	第2種事業 H30.12第1工区事業完了、第2～4工区事業実施中

↓第2種事業に準じて手続きを実施

廃棄物処理施設の建設	明野クリーンセンター(仮称)建設事業	面積:8.6ha	(財)山梨県環境整備事業団	H8.6 ～H8.12	第2種事業 対象規模10ha未満 H21.5供用開始 (現在、閉鎖)
------------	--------------------	----------	---------------	----------------	---------------------------------------------

## 国の要綱に基づく環境影響評価の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
高速道路	中部横断自動車道増徳双葉線(増徳町～白根町間)	延長:8km	建設省関東地方建設局	H2.6 ～H3.3	建設省要綱 H18.12供用開始
高速道路	中部横断自動車道白根双葉幹線	延長:7km	山梨県	H2.8 ～H3.3	建設省要綱 H14.3供用開始
高速道路	中央自動車道富士吉田線改築(上野原～大月市)	2車線増築 延長:21km	建設省関東地方建設局	H2.8 ～H3.3	建設省要綱 H15.3供用開始
水力発電所	葛野川発電所	発電出力: 160万kw	東京電力(株)	H3.1 ～H3.10	通産省要綱 H10.5完成
高速道路	高規格幹線道路富沢増徳線	延長:46.4km	建設省関東地方建設局	H8.7 ～H8.10	建設省要綱 R3.8供用開始
一般国道	西関東道路一般国道140号(山梨市～甲府市間)	4車線 延長:6.2km	山梨県	H8.11 ～H9.4	建設省要綱 H18.12供用開始

## 県と事業者との協定に基づく環境影響調査の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
リニアモーターカー実験線	リニアモーターカー山梨実験線	延長:42.8km	東海旅客鉄道(株)、 (財)鉄道総合技術研究所、 日本鉄道建設公団	H2.7 ～H2.9	H9.4実験開始
送電線路	葛野川線建設事業	電圧:50万V 延長:19.0km	東京電力(株)	H7.9 ～H7.12	H10.11完成